

contents

- 03 忘れていませんか?市役所からのお知らせ
- 06 SUKUSUKUPLAZA
- 07 子どもは宝 やとみのたから
市長の部屋
- 08 行事予定カレンダー
- 09 まちの話題
- 10 **教育の広場**
日の出小学校
弥生小学校
広島研修
- 13 暮らしの情報
- 20 図書館だより
- 21 スポーツ NEWS
- 22 保健センターだより

問い合わせ先(市外局番 0567)

市役所 ☎65-1111 ☎67-4011
 (弥富市前ヶ須町南本田 335 番地)

- 1階 市民課、保険年金課、福祉課
介護高齢課、児童課、会計課
- 2階 税務課、収納課、環境課、産業振興課
土木課、都市整備課、下水道課
- 3階 健康推進課
(保健センター・子育て世代包括支援センター)
- 4階 総務課、財政課、人事秘書課、企画政策課
防災課、市民協働課、学校教育課
- 5階 議場および議会事務局、監査委員事務局
- 6階 議会傍聴席、展望休憩スペース

弥富まちなか交流館(市役所本庁舎南側)(月曜休館)
 (弥富市前ヶ須町南本田 347 番地)

- 1階 観光課(☎65-1106)(☎65-4355)
歴史民俗資料館(☎65-4355)(☎65-4355)
- 2階 図書館(☎65-1117)(☎66-1038)

十四山支所 ☎52-2111 ☎52-3276
 (弥富市神戸三丁目 25 番地)

- 1階 十四山支所 支所グループ

総合社会教育センター(月曜休館)
 ☎65-0002 ☎65-1777
 (弥富市前ヶ須町野方 802 番地 20)

- 1階 生涯学習課

各種施設

- 鍋田支所 ☎68-8001
- 総合福祉センター ☎65-8103
- 十四山総合福祉センター ☎52-3800
- いこいの里 ☎69-1600(日・月曜、祝日休館)
- TKE スポーツセンター ☎52-2110(月曜休館)
- 白鳥コミュニティセンター ☎67-6021(月曜休館)
- 南部コミュニティセンター ☎68-3919(月曜休館)
- 同報無線確認電話 ☎65-8517
- ※臨時放送の確認ができます。

今月の納税など

- 下水道等使用料 6・7月分
《納期限 8月31日(土)》
- 市県民税・森林環境税 2期
- 国民健康保険税 2期
- 後期高齢者医療保険料 2期
《納期限 9月2日(月)》

市の人口と世帯数
 人口 43,616人(+47)
 男 21,914人(+42)
 女 21,702人(+5)
 世帯 19,005(+47)
 (令和6年7月1日現在)

各記事に掲載のID(7桁の数字)を、
市ホームページ右上の検索欄に入力すると、
 該当記事のリンクが表示されます



今月の表紙

今月の表紙は、7月6日と7日に海南こどもの国で開催された金魚まつりで、6日に行われた金魚すくい大会の様子です。息苦しい蒸し暑さの中での開催でしたが、会場は息をのむような金魚すくいへの熱気に包まれていました。そのさなか、今大会最高の41匹をすくう猛者が現れ、会場を沸かせていました。一方で、暑さにも負けない金魚にポイを破られてしまい、悔しさのあまり涙を流している子までいました。

忘れていませんか?
市役所からのお知らせ

毎年1回 現況届・所得状況届をお忘れなく!!

- ☑児童扶養手当
- ☑遺児手当

●提出期限 8月30日(金)
 提出がない場合は11月分以降の手当が受けられなくなります。

☎市役所児童課(内線 155)

- ☑愛知県在宅重度障がい者手当
- ☑特別児童扶養手当
- ☑特別障がい者手当
- ☑障がい児福祉手当

提出がない場合は8月分以降の手当が受けられなくなります。

☎市役所福祉課(内線 162・163)

障がい者手当制度

市制度

心身障がい者扶助料

種別	対象者	支給月額
1種	身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方	7,000円
2種	身体障がい者手帳1～2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方	3,500円
3種	身体障がい者手帳3～4級の方、療育手帳B判定の方	2,500円
4種	身体障がい者手帳5～6級の方、療育手帳C判定の方	1,500円

●支給できない方 施設に入所している方

精神障がい者給付金

対象者	支給月額
精神障がい者 保健福祉手帳1級の方	3,500円
精神障がい者 保健福祉手帳2級の方	2,500円
精神障がい者 保健福祉手帳3級の方	1,500円

県制度

愛知県在宅重度障がい者手当

種別	対象者	支給月額
1種	身体障がい者手帳1級または2級かつ療育手帳A判定の方	15,500円
2種	身体障がい者手帳1～2級の方、療育手帳A判定の方、身体障がい者手帳3級かつ療育手帳B判定の方	6,750円 (65歳以上で新たに手帳を取得した方を除く)

- 支給できない方
- ①特別障がい者手当などの国制度の手当を受給している方
 - ②施設に入所している方
 - ③医療機関に長期入院(3カ月以上)している方
 - ④一定の所得のある世帯の方
 - ⑤平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに手帳を取得した方(第2種手当該当の方のみ)